

総合資源エネルギー調査会
基本政策分科会

第8回ガスシステム改革小委員会資料

平成26年5月2日

石油資源開発株式会社

本資料に記載されている数値のうち、特段の断りのないものは、平成25年3月決算期連結ベースのものであります。

1. 企業情報 (1/3)

【会社概要】

- | | |
|-----------|--------------|
| (1) 設立年月日 | 1970年4月1日 |
| (2) 資本金 | 約143億円(当社単体) |
| (3) 従業員数 | 1,747名 |
| (4) 売上高 | 231,086百万円 |

【事業の概要】

- (1) 石油・天然ガス探鉱・開発・生産
- (2) ガス事業
- (3) その他関連事業等

【ガス事業の概要】

- (1) ガス導管事業
 - (2) 大口ガス事業
 - (3) 卸供給(導管)
 - (4) 卸供給(LNGサテライト)
- ※ 一般ガス事業(白根ガス(株)・いわきガス(株)、ともに100%子会社)



片貝鉱場(新潟県小千谷市)

1. 企業情報 (2/3)



- i. 生産量(国内)
 - 原油: 476千kl
 - 天然ガス: 1,079百万m3
- ii. 販売量
 - 原油・ビチューメン: 1,685千kl
 - 天然ガス: 1,456百万m3
- iii. LNG
 - 受入量: 552千トン
 - 販売量: 229千トン
- iv. 特定導管総延長: 約816km
(一般需要家向け低圧導管はなし)
- v. ネットワーク運用圧力: 概ね2~7MPa

1. 企業情報 (3/3)

(1) 当社(グループ)ガス導管網の敷設延伸経緯

- 国内天然ガス田生産施設の一部として敷設(ガス事業法の規制なし。鉱業法・鉱山保安法適用。投資回収は全て自社リスク)。
- 平成15年ガス事業法改正によりガス導管事業が創設され、鉱業法からガス事業法適用に移行。事業、料金(約款)とも届出制。(一部特定導管に該当しない導管あり。)
- ガス事法移行後の延伸は約125km。但し、移行後も総括原価方式による導管投資回収が制度上担保された訳ではなく、導管投資意思決定には影響なし。

(2) 大口供給の概要(特定供給を含む)

- 供給件数 18件
- 総供給量 約5.0億m³

(3) 託送供給の概要(自己託送を含む)

- 供給件数 6件(うち特認1件)
- 総供給量 約9.0億m³

本スライド中の数値については、平成25年3月決算期における、ガス事業者としての当社単体でのものです。

(4) 卸供給(導管)の概要

- 供給件数 20社(うち都市ガス会社17社(東北天然ガス(株)経由を含む))
- 総供給量 約9.0億m³(うち都市ガス会社向け約8.8億m³(同上))

2. 論点2 託送制度のあり方に係る当社の考え (1/4)

【論点2-1】都市ガス導管事業に対する規制

● 事業規制は届出制が適当

- 平成15年改正時には、「効率的な導管網形成のために届出のみで敷設できるものとする」と整理されている。(平成14年4月ガス市場整備基本問題研究会「今後のガス市場整備の基本的な政策のあり方について～グランドデザイン～」)

現在も引き続き導管網の整備を促進すべき状況にあり、当時の整理を見直す環境変化は生じていない。

- 許可制または登録制とする場合、現行のガス導管事業に対する規制(届出制)からは規制強化となるため、その理由・目的を明確にすることが必要。
- 許可制とする場合、設計細部に不明点(事務コストの増大、導管網形成の障害要因となる虞)があることに留意が必要。

※ 電力システム改革においては、「送配電設備は、①全ての電気事業共通のインフラである、②すでに自然独占状態となっていることから二重投資を防止する必要がある、③独占状態の事業の継続性が確保されない場合他の電気事業者や需要家に重大な悪影響を与えるため事業者としての適格性を事前に審査することが必要である」ことから、送配電事業は許可制とすべきと整理されている(平成25年9月総合資源エネルギー調査会 基本政策分科会 第2回制度設計WG「小売全面自由化に係る詳細制度設計について」)。しかし、全国的な連結、独占状態が完成している電力とは異なり、ガスは、過度な規制を避けて普及を促進させる制度設計が必要ではないか。

2. 論点2 託送制度のあり方に係る当社の考え (2/4)

【論点2-2】託送供給条件に対する規制

1. 託送料金・託送供給約款に対する規制 (1/2)

● 託送供給約款は届出制が適当

- 事業規制は届出制が適当であり、従って、託送料金も届出制とするべき。
- 料金認可制とする場合、現行の託送供給約款に対する規制(届出制)からは規制強化となるため、その理由・目的を明確にすることが必要。
- ※ 電力システム改革においては、「託送料金の設定及び値上げを伴う変更については、行政による厳格な審査・査定が可能な「認可制」とすることが適当」とされている(平成25年10月総合資源エネルギー調査会 基本政策分科会 第3回制度設計WG「小売全面自由化に係る詳細制度設計について(2)」。一方、ネットワークが未発達なガスにおいては、託送料金審査の厳格化は事業者の新設導管の投資意欲阻害要因となる虞があり、時期尚早ではないか。
- ※ 電力システム改革においては、「これまでの高圧以上の特定規模需要に加え、家庭など低圧需要についても託送制度を整備することが必要となる」ことが託送料金を認可制とする理由の一つとされている(前出第3回制度設計WG「小売全面自由化に係る詳細制度設計について(2)」)が、ガスでは今回の改革において託送対象の拡大はなく、この点での規制の見直しは必要はないのではないか。

2. 論点2 託送制度のあり方に係る当社の考え (3/4)

【論点2-2】託送供給条件に対する規制

1. 託送料金・託送供給約款に対する規制 (2/2)

- 輸送や大消費者供給用導管(中高压導管)と家庭等小規模需要家供給用導管(低压導管)とは、異なる規制で対応することが合理的であり、託送供給条件に影響する規制(保安等)は、一定の基準値により区分することが適当ではないか
 - 需要家保安等に関し、新ガス導管事業者(現行の一般ガス事業者とガス導管事業者の一本化を想定)に対する規制が一律に設定された場合、以下のような点において不要(ないしは過剰)な対応を義務付けられる可能性がある。
 - ✓ 現行一般ガス事業者の低压供給のみが対象となっている付臭義務が新ガス導管事業者の実施するガス事業全てに課されることとなる虞がある。
 - ✓ 現行制度における家庭用等への供給を対象とした内管保安義務や消費機器危険発生防止周知・調査義務、熱量・圧力・燃焼性測定義務、ガスの成分検査義務等が新ガス導管事業者の実施するガス事業全てに課されることとなる虞がある。
 - ✓ 現行ガス導管事業者には会社計算規則に基づく会計整理が認められており、当社はこれを採用しているが、新ガス導管事業者にも現行一般ガス事業者と同様にガス事業会計の適用が義務付けられる虞がある。
- ※ 同様の問題として、小売料金表の開示(第7回小委の議論)が、現行の自由化範囲の料金にも一律に義務化される場合、種々の問題が生じ得ることを懸念。

2. 論点2 託送制度のあり方に係る当社の考え (4/4)

【論点2-2】託送供給条件に対する規制

2. 導管網の整備促進及び投資回収の担保に係る留意点

- 平成15年改正時(都市熱エネルギー部会報告書)は、事業及び託送料金の届出制を前提としたうえで、「導管網の効率的な整備促進のための方策」として、①公益特権等の付与、②導管投資インセンティブ(一定期間の接続供給約款の作成等の義務免除又は高めの報酬率の設定)を認めることが適当であると整理。
- 託送料金引下げを目的とする料金審査の厳格化(前述の電力のケース)は、発展途上のガス導管網形成においては、事業者の投資意欲阻害要因となる虞があることに留意が必要。

3. 承認ガス導管事業者制度

- 維持が適当(不要な事務コストは削減されるべき)

以上